

講演

年史編纂・文書管理・情報公開

—京都大学大学文書館のめざす「開かれた大学」—

岸西本佳典伸

第一部

大学におけるアーカイブズとは

—京都大学大学文書館の設置—

西山伸

はじめに

西山でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

私は、もともと文学部で日本近代史をやっていた人間でして、学部・大学院の頃には外交史の分野をやっていましたが、もはや遙か彼方になってしまいまして、ひょんなことから、京都大学の百年史というものを編纂する助手という立場になることになりました。ちょうど今の小宮山さんのような立場だと思うんですけれども、それがまたひょんなことから、昨年の春より大学文書館というところの専任の教員として勤めるようになりまして、全く人間の運命というものはよく分からぬものだなあというふうに思つてはいるところです。で、今日は、私

の方からまず全体的な大学文書館が出来る経緯、それから現在どういう活動をしているか、今後の課題としてどういったことが考えられるかというふうなお話をまずさせていただきたいと思います。

一、設置の経緯

まず早速ですけれども、京大の大学文書館が設置に至る経緯というものをごく簡単に振り返ってみたいと思います。この大学文書館が作られるに至るには、大きく分けて二つの経緯がありました。ひとつは『京都大学百年史』の問題です。この百年史というのは、編纂が始まりましたがのが一九九〇年、終わりましたが昨年の夏ですので、一年弱の年月を要しました。余談ですが、普通年史編纂にかかる年数というのは、その対象とする年数の一〇分のいくらいは見ておく必要があると、つまり一〇〇年史ならば一〇年、五〇年史ならば五年というふうに言われております。とにかくノルマを達成したのかもしけれ

ません。全七冊ということで、私は九三年からそこの助手ということで仕事をしておりました。

この百年史に関しましては、当然のことですけれども、一番利用した資料というのは、学内にありますいわゆる行政文書と言われる資料、京都大学の場合は、また後で申しますが、文書管理規程というものが従来は存在していなかつたということもありまして、大変古い物が多く残つておりました。京大の建物は移転もありませんでしたし、大きな災害もなく戦争で焼かれるということもなくということで非常に多くの資料が、残つていたということもありました。それからもちろん

大学に關係する個人、卒業生の方とか教職員の方であるとかそういう方たちから多くの個人資料をご提供いただいて、本を作り上げていったという経緯があります。それで、こういう資料というものを一体どうするのだということは、割と早い段階から私たち編集委員会の内部では議論になつておりました。ひとつには、それは百年史の前に七十年史というものを一九六七年に京大は出しておますが、その七十年史の時に使いました資料というものが、これは全くお恥ずかしい話ですけれども、百年史の編纂にあたつた時にどこにいつてしまつたか結局分らないというふうな状況がありました。それで、そのためには常に大きな手間を、我々もそうですが各部局の編集委員会も強いられたということもありましたので、二度とそういうことがあつてはならないだらうと、百年史で集めたいろんな貴重な資料はしつかりと将来の年史編纂なども踏まえて、管理しておく必要があるんじやないかということが議論になりました。それがまず発端です。

ところが、他大学の状況などを見てまいりますと、東大の百年史といふものが八〇年代の半ばには出たかと思ひますが、その後「東京大学史史料室」ということで、大学に関連する資料を保存をして管理をして、そして閲覧にも対応しているという施設がある。他にも例えば九州ですとか名古屋ですとか、東北大学は少し前に「記念資料室」が出来て始まりましたけれども、他の国立大学でもいくつかそういう沿革史料を保存して研究利用に供している部屋もあるじやないかということが分かつてまいりまして、じやあ京大でもというふうな話になつてきたわけです。

具体的になつてきましたのは、というか全学的な議論になつてきましたのは、結局刊行の終わる一年前、年代でいえば二〇〇〇年の春からということになりますけれども、百年史編集委員会から総長宛に要望書を提出致しました。恒久的な機関として大学の沿革史料を保存・管理し公開に供する部屋が必要なんじやないかということで、その時にどういう論理のもとにその要望書を出したかということなんですが、今申しました七十年史関係資料の紛失、こうしたことをしてはならぬことであるとか、他大学の状況であるとか、それからあと京都大学に関する沿革史料というものが、歴史資料として非常に重要性を持っているものであり、それは単に一大学、一京都大学に関するだけではなく、日本近現代全体の学問史であるとか、文化史であるとか、社会史であるとか、時には政治史であるとか、そういうふうな非常に幅広い意味を持つものであるから、資料の管理をしつかりして公開に供することは、日本の近現代史研究全体に寄与することである、とい

うふうな議論も中に盛り込んだわけです。更にそれに加えまして、もう一つ私どもが論点と致しましたのは、近年言われているような情報の公開、それから公の機関に言われている説明責任であるとか、あるいは現在に至ってはどこの大学でもやっている点検・評価といった視点というものが、大学には必ず求められるであろう。そのためには、大学がたどってきた歴史というものを正確に記録し、そしてそれを広めていかなければならない。そういう役割を果たすものとしてもこの機関といふものは、不可欠なものである、というふうな論理も要望書の中に盛り込んだということがありました。百年史編集委員会からの要望を受けまして、学内の部局長会議の中にそのような機関を設置するためのワーキンググループが置かれ、そのワーキンググループが二〇〇〇年の秋、九月に大学文書館というものが必要なのであるという答申を行つたという経緯をたどっています。

もう一つの方は、「情報公開法への対応」と書きましたが、こちらの方はもうかなり早い段階から、具体的には一九九八年には学内の部局長会議にワーキンググループが置かれ、どのような形で対応していくかということについて議論が重ねられていました。その最終的な答申というものが、「文書の保存規程」というふうなものを作る、そして現用文書、今使われている文書の管理をきつちりやるということを合わせて、非現用の文書の管理も行うというものでした。つまり大学としては現用並びに非現用文書の一貫した管理を行うべきであるというふうな答申を、この情報公開のワーキンググループからも出していただくことが出来ました。こちらの方では、大学公文書館というふう

な名称になつていましたけれども、こういうものの設置の必要性というものが含まれていました。この論点も新しいというわけではないんですけれども、目を引くものではなかつたかというふうに考えています。こういうふうなことを受けまして、結局二〇〇〇年の一月一日に学内措置ですけれども、京大に大学文書館というものが設置された、こういう経緯になります。

ひとつ重要なお話をとして補足しておかなければいけないのは、レジュメにも書きましたけれども、行政文書のファイル管理簿の作成ということです。これに関しては、先程文書管理規程がないと申しましたけれども、要するに京都大学の中でどのような行政文書がどこの部署にどれくらいあるかという把握が全く出来ていなかつたというのが、私が百年史を編纂している時の実感でありました。それではやはり基本的には情報公開法等への対応が難しいじゃないかということで、総務部総務課の方で行政文書ファイルの作成をされたわけです。

別表の方をちょっとご覧いただきたいと思いますけれども、年表風に京都大学の動きと法令等の動きを添えてあります（表1）。大きく三段階ほどにこの経緯が分かれるかと思うんですけども、まず最初に一九九九年の段階では、とにかく全学的に大学の中に行政文書のファイルというものが一体どれくらいあるのかということをまず確認する作業があつたというふうに聞いています。そしてそれを元に、とにかくファイル管理簿というものを作つてみるというのが一九九九年の段階であつたということです。勿論具体的にはその前に総務部総務課の中でサンプリングをして、作つていく上で具体的にどういう問題点が

表1 行政文書ファイル管理簿作成の経緯

京 都 大 学 の 動 き	法 令 等 の 動 き
○1999年5月 事務局総務部総務課において簿冊確認作業を先行実施 (行政文書整理の方法、手順等を検討)	○1999年5月 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」公 布
○1999年7月 事務局各部及び各部局に対し行政文書整理に関する説明会を開催	
○1999年8月 全学において行政文書整理作業を実施 (現存の行政文書ファイルを「行政文書ファイル管理簿」に登録。小分類等が未確定 だったため、その部分は除いて作成)	
○1999年11月～ 各部局から提出された「行政文書ファイル管理簿」の内容チェック	
○2000年3月 各部局に情報公開法施行令及びガイドラインを通知	○2000年2月 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行 令」決定 各省庁事務連絡会議申合せ「行政文書の管理方策に 関するガイドライン」決定
○2000年6月 文部省からの送付案をもとに、事務局総務部総務課において「行政文書分類基準表（案）」 を作成 総務課案をもとに、事務局各担当課において「行政文書分類基準表（案）」の確定作業	○2000年6月 文部省より「国立大学等に共通する文書の保存期間」 及び「文書の保存期間に関する人事院規則案」送付
○2000年7月 「行政文書分類基準表（案）」確定 各部局に対し行政文書整理に関する説明会を開催	
○2000年8、9月 全学において行政文書整理作業を実施	

(前年度調査以降に作成した行政文書ファイル及び前年度調査において欠落していた行政文書
ファイルを「行政文書ファイル管理簿」に登録。前年度調査時に未確定
だった小分類等を記入)

- 2000年10月
「京都大学大学文書館要項」制定
- 2000年11月
「京都大学における行政文書の管理に関する規程」制定
各部局に対し行政文書ファイル管理簿作成に関する説明会を開催
(8、9月に各部局において作成された「行政文書ファイル管理簿」に不備が多数見られたため、再度説明会を開催)
- 2000年11、12月
全学において「行政文書ファイル管理簿」の修正作業
- 2001年1月～
「行政文書ファイル管理簿」の最終確認作業
- 2001年2月
「京都大学大学文書館への行政文書等の移管等に関する要項」制定
- 2001年3月
「行政文書ファイル管理簿」完成
- 2001年4月
「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」施行
事務局各部に対し事務局非現用文書ファイルの大学文書館への移管に関する説明会を開催
- 2001年11月
事務局非現用文書ファイルの大学文書館への移動作業を実施

あるだろうか、という様々な調査、先行的な実施をされたそうですが、それとも、それを踏まえた上で、事務局の各部と各部局に対して行政文書のファイル管理簿というものをとにかく作ってみるんだということです、作られていった、それがまず第一段階です。

そして二〇〇〇年に入りましてからは、他の機関の動きの中でも例えば情報公開法の施行規則であるとか、行政文書の管理方策についてのガイドラインであるとか、そういうものが出来ていく状況を見ながら、京大の中で分類基準表というものを独自に作っていく動きがあつたと聞いています。そして各部局は、その総務部総務課が作った分類表に基づいて、更に細かい分類であるとか各文書の保存年限であるとか——ちなみに京大の場合は永年保存という規定は作らずに最高は三〇年、あと一〇年・五年・三年・一年というふうな基準作りをしていつたということですけれども——、そういう形でそれぞれのファイルごとに何年保存かということを決めていく作業を行つていったのが、大体二〇〇〇年度の段階ではないかと理解します。

そして二〇〇一年になりましてからは、文書管理規程の施行があります。それにともなつていざ情報公開法に対応して現用と、それから非現用と、つまり保存期間の過ぎた文書というものが確定するわけですから、過ぎたものは大学文書館の方に移管をして、管理はもう大学文書館の方に行く。つまり、それを選別したり廃棄したりする権限は大学文書館の方が持つという体制が完成するということになります。

ここに至つて京都大学では全行政文書の管理というものが一応完成したということになります。もちろんこの行政文書のファイル管理簿の作成というのは、岸本補佐からまた後でお話していただいたらい

いうものは、この段階で作つて終わりということではなく、これから毎年毎年当然更新していくのですが、このファイル管理簿がなければ、私たちの大学文書館というものは全くもつて成り立たないものですから、そういう意味では、私たちが自分等の管轄といっておりますけど、その非現用文書をちゃんと管理できるのもこの総務部総務課の働きがあつてのことだということになります。

具体的なファイルの管理簿がどういうものになつてているかということを表2に出しています。これは総務部人事課の研修掛というところの書類なんんですけど、大分類・中分類・小分類としてファイル名とか、どこが作つたとか、いつの時期の文書が入つてあるファイルであるとかというふうにずっと書かれている。これを、合計結局全学に一一万ファイル分あつたというふうに聞いておりますけれども、作り上げていつたということです。

私はご縁がありまして、いろんなところで京大の文書館というものが出来た経緯につきまして、今日のような形でお話をすることがあるんですけれども、その時に大体質問が集中致しますのが今申し上げたファイル管理簿の作成の経緯でして、「どうやつてこういうふうなものを作ることが出来たんですか?」とか、「事務局であるとか各部局の事務のコンセンサスというものをどうやって得られたのですか?」とかいうふうな質問を受けることがあります。私はその頃は百年史を作つていただけでして、状況は時々聞いておりましたが、具体的な作業に関わっていたわけではないので、この行政文書のファイル管理簿の作成というのは、岸本補佐からまた後でお話していただいたら

いかと思うんですけれども、ひとつにはやはり単純な話として、情報公開法への対応というのをきちんとすることを考えたならば、全行政文書の確認をしないとどれが現用でどれが非現用か分からぬといふうな、非常に素直な理由があつたと聞いております。

それからもう一つは、大学文書館の構想というのは表1を見ていただければ分かりますように、実際大学文書館が設置されるのは二〇〇〇年の秋、具体的に業務を開始するのは二〇〇一年の春ですから、行政文書のファイル管理簿を作りだした方が実は早いんですねども、その行政文書のファイル管理簿を作りだした段階で既に水面下では、当時大学文書館とは必ずしも命名はしてませんでしたけれども、そういうものを作るんだということは事務局の中ではかなり検討していましたようなところがありました。そうなつてくると、例えば膨大な非現用文書の管理というものを大学文書館というものが一手に引き受けるんだと、例えばファイルを捨てるということはそれなりに勇気のいることでありますて、何を捨てるかということを選別しなくちゃいけませんし、捨てたものは基本的には何を捨てたのかということも記録はとつておかないといけないわけですが、それは考え方によつては非常に煩雑な手続きです。そうではなくて単純に棚に並んでいるファイルの背表紙をパソコンに打ち込んでいるだけの方がずっと単純ですよ、という形で総務部総務課の方は各部局の事務とかに、まあ具体的にほんとにそう言つたかどうかは知りませんけれども、そういうふ

うな雰囲気の下に作られてきた。だから、さほど全学的な「こんなのが面倒くさいからかなわん」というような抵抗はほとんど無かつたように今聞いてますけど、その辺はまた補足がありましたら後でお話しいただきたいと思います。とにかく、この行政文書のファイル管理簿の作成というものがひとつ大きなポイントとしてあつたということです。さらにもう一つ、レジュメでは名称の変遷というふうにしましたが、大学文書館という名前についても、どういう名前にするかということは実はいろんな問題をはらむものです。この、英文でいいますとアーカイブズと言われる施設の名称は様々でありますとアーカイブズと言われる施設の名称は様々でありますけれども、都道府県にはこういうアーカイブズという施設が出来ていますけれども、文書館（もんじょかん）・公文書館・文書館（ぶんしょかん）・歴史資料館とか様々なわけで、この名称というのも実は機関の性格というものをある程度反映しているものがあるのかなあと考えてます。ごく簡単に京大における名称の変遷の経緯だけ申しておきます。私どもは、今日ご説明している最初のところ、経緯のところで実はもう一つまだ前史がありまして、九七年限定で百年史編集委員会が当時の総長に将来構想を提言したことがあります、その時は「京都大学史史料室」という名称でした。これは東大が「東京大学史史料室」ですでの同じようなものとして作つた方がいいんじゃないかということであり、あまり考えずに作つたようなアイデアでして、それが先程言いましたが水面下でいろいろと相談をしていく中で、これは岸本さんの方で恐らくおっしゃつた言葉だと思いますが、「史料館」という形にした方がいいんじゃないですかと、その方が威勢もいいし、やっぱりひ

廃棄時期	媒体の種別	保存場所	移管後の保存場所			管理担当課・掛	保存期間満了時の措置結果	備考
			文書館	分館				
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		1	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		2	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		3	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		4	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		5	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		6	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		7	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		8	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		9	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		10	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		11	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		12	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		13	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		14	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		15	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		16	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		17	総務部人事課研修掛	文書館での保存希望	永久
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		18	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		19	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		20	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		21	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		22	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		23	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		24	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		25	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		26	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		27	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		28	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		29	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		30	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		31	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		32	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		33	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		34	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		35	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		36	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		37	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		38	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		39	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		40	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		41	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		42	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		43	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		44	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		45	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		46	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		47	総務部人事課研修掛		
平成12年9月	文書	旧白眉寮	○		48	総務部人事課研修掛		

表2 行政文書ファイル管理簿(部分)

文書分類 大分類	ファイル名 (記号)	作成者	作成(取得)時期		保存期間
			自	至	
総人 研 2307	職員研修関係	11	総務部人事課研修掛	S 28.04	S 36.03 5年
総人 研 2307	職員研修関係	12	総務部人事課研修掛	S 36.04	S 38.03 5年
総人 研 2307	職員研修関係	13	総務部人事課研修掛	S 38.04	S 39.03 5年
総人 研 2307	職員研修関係	14	総務部人事課研修掛	S 39.04	S 40.03 5年
総人 研 2307	職員研修関係	15	総務部人事課研修掛	S 40.04	S 40.09 5年
総人 研 2307	職員研修関係	16	総務部人事課研修掛	S 40.10	S 41.03 5年
総人 研 2307	職員研修関係	17	総務部人事課研修掛	S 41.04	S 41.07 5年
総人 研 2307	職員研修関係	18	総務部人事課研修掛	S 41.07	S 42.03 5年
総人 研 2307	職員研修関係	19	総務部人事課研修掛	S 42.04	S 42.10 5年
総人 研 2307	職員研修関係	20	総務部人事課研修掛	S 42.11	S 43.03 5年
総人 研 2307	職員研修関係	21	総務部人事課研修掛	S 43.04	S 43.08 5年
総人 研 2307	職員研修関係	22	総務部人事課研修掛	S 43.09	S 44.03 5年
総人 研 2307	職員研修関係	23	総務部人事課研修掛	S 44.04	S 44.08 5年
総人 研 2307	職員研修関係	24	総務部人事課研修掛	S 44.09	S 45.03 5年
総人 研 2307	職員研修関係	25	総務部人事課研修掛	S 45.04	S 45.07 5年
総人 研 2307	職員研修関係	26	総務部人事課研修掛	S 45.08	S 45.09 5年
総人 研 2307	職員研修関係	27	総務部人事課研修掛	S 45.09	S 46.03 5年
総人 研 2501	福祉関係書類	136	総務部人事課研修掛	S 25.04	S 27.03 1年
総人 研 2501	福祉関係資料	137	総務部人事課研修掛	S 26.04	S 28.03 1年
総人 研 2501	福祉関係書類(参考資料)	138	総務部人事課研修掛	S 27.04	S 28.03 1年
総人 研 2501	福祉関係書類	139	総務部人事課研修掛	S 27.02	S 28.03 1年
総人 研 2501	福祉関係書類	140	総務部人事課研修掛	S 28.04	S 28.12 1年
総人 研 2501	福祉関係書類	141	総務部人事課研修掛	S 29.01	S 29.08 1年
総人 研 2501	福祉関係書類	142	総務部人事課研修掛	S 29.09	S 30.04 1年
総人 研 2501	福祉関係書類	143	総務部人事課研修掛	S 30.04	S 30.12 1年
総人 研 2501	福祉関係書類	144	総務部人事課研修掛	S 31.01	S 31.08 1年
総人 研 2501	福祉関係書類	145	総務部人事課研修掛	S 31.09	S 31.12 1年
総人 研 2501	福祉関係書類	146	総務部人事課研修掛	S 32.01	S 32.09 1年
総人 研 2501	福祉関係(レクリエーション)	147	総務部人事課研修掛	S 32.09	S 32.12 1年
総人 研 2501	福祉関係(レクリエーション)	148	総務部人事課研修掛	S 33.01	S 33.08 1年
総人 研 2501	福祉関係(レクリエーション)	149	総務部人事課研修掛	S 33.09	S 34.03 1年
総人 研 2501	福祉関係(レクリエーション)	150	総務部人事課研修掛	S 34.04	S 34.08 1年
総人 研 2501	福祉関係(レクリエーション)	151	総務部人事課研修掛	S 34.09	S 35.03 1年
総人 研 2501	福祉関係(職員レクリエーション)	152	総務部人事課研修掛	S 35.04	S 35.08 1年
総人 研 2501	福祉関係(職員レクリエーション)	153	総務部人事課研修掛	S 35.09	S 36.03 1年
総人 研 2501	福祉関係(職員レクリエーション)	154	総務部人事課研修掛	S 36.04	S 36.08 1年
総人 研 2501	福祉関係(職員レクリエーション)	155	総務部人事課研修掛	S 36.09	S 37.03 1年
総人 研 2501	福祉関係(職員レクリエーション)	156	総務部人事課研修掛	S 37.04	S 37.08 1年
総人 研 2501	福祉関係(職員レクリエーション)	157	総務部人事課研修掛	S 37.09	S 38.03 1年
総人 研 2501	福祉関係(職員レクリエーション)	158	総務部人事課研修掛	S 38.04	S 38.08 1年
総人 研 2501	福祉関係(職員レクリエーション)	159	総務部人事課研修掛	S 38.09	S 39.03 1年
総人 研 2501	福祉関係(職員レクリエーション)	160	総務部人事課研修掛	S 39.04	S 39.08 1年
総人 研 2501	福祉関係(職員レクリエーション)	161	総務部人事課研修掛	S 39.09	S 40.03 1年
総人 研 2501	福祉関係(職員レクリエーション)	162	総務部人事課研修掛	S 40.04	S 40.08 1年
総人 研 2501	職員レクリエーション関係	163	総務部人事課研修掛	S 40.09	S 41.03 1年
総人 研 2501	福祉関係(レクリエーション)	164	総務部人事課研修掛	S 41.04	S 41.08 1年
総人 研 2501	福祉関係書類(職員レクリエーション)	165	総務部人事課研修掛	S 41.09	S 42.03 1年
総人 研 2501	レクリエーション関係書類	166	総務部人事課研修掛	S 42.04	S 42.08 1年

とつの建物をとりましようよということで、「史料室」から「京都大学史料館」に、案が変わったということを覚えていました。私もいろいろと設置にあたつての要請書の原案等を作りましたけれども、その時は「史料館」、あの歴史の「史」ということで作っていたような覚えがあります。それが大きく転換したのは、やはり行政文書というものを中心に据えていくということがこれからは重要なんじやないかということで、「文書館（ぶんしょかん）」「京都大学文書館（ぶんしょかん）」といふように名前が変わったわけであります。これまた「文書館（もんじょかん）」と読ませてしまいと、まるで古文書のみを扱うようなどころであるという印象を与えてしまって、このあたり、「京都大学文書館（ぶんしょかん）」、そして更にそれが大学に関する資料なのである、文書なのであるというふうなことを強調するため、「大学」いう文字が重なりますけども「京都大学大学文書館」という名称に最終的には落ち着いたという経緯があります。アーカイブズという施設に対する訳語というものがきつちりとはまだ固まっていないという状況がありますけども、かつての私どもの命名した経緯というのはそういうところにあるということはひとつ補足しておきたいことです。

二、現状

1 組織

次に現状の方に話を移しますと、まず組織というところですが、これは規則類の中で最初にあります「京都大学大学文書館要項」のところにも若干の説明がしてあることです。この要項というのは根本的な規則でありますと、最初に大学文書館の目的として「京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存云々」というふうにありますが、その第三、それから第五というところで組織の規定をしてあります。運営協議会というものが、「管理運営に関する重要な事項を審議するため」ということで置かれまして、総長が指名する副学長・若干名の部局長・附属図書館長・大学文書館長・大学文書館教授・事務局長で組織されています。基本的には年度の基本的方針であるとか、前年度の事業の報告であるとか、あるいは人事の選考であるとか、そういうことを行う場として運営協議会は機能しています。そして、館長一名、兼任ということで現在きていただいています。それから教員としては、現在は文学部の日本史学講座の教授、近世史のご専門の方で、兼任の教授が一名。それから助教授が一名、これは私です。それから助手が二名。ひとりは教育学部出身の助手です。もうひとりは法学部出身の助手ということで、専任が今合計三名ということです。それから、いわゆる事務補佐ですね、それから大学院生のO.D.のような方たち、合わせて非常勤職員が六名と、この体制で現在仕事をしているところで、そして、事務は総務部総務課がこれまでのいきさつもありますの

で、面倒を見てくれているということですが、ほとんど一体化しているというのが正直なところとして、私などもよく「総務部総務課助教授である」と自称しておりますけれども、学内の中では異例なほど教員の組織と事務の組織とがくつついている、そういうところです。

2 施設

それから施設ですけれども、現在京都大学におきましては、百周年の記念の関係もありまして、時計台の改修工事が今まさに始まろうとしているところです。それが完成するのが二〇〇三年の一月頃であるというふうに聞いておりまして、完成した暁には大学文書館の中核の機能、すなわち教員の研究の部屋でありますとか、事務の部屋、それからまた後で申しますが展示をする部屋ですね、それから閲覧利用に供する部屋、書庫といったような中枢的な機能がその時計台記念館の中に入る予定になっています。今申しましたように、二〇〇三年の暮れ、一二月頃が完成の予定ですので、二〇〇四年四月に本格開館ということを考えています。それまでは百年史編集史料室がありました附属図書館四階の二部屋を借りたままにしていまして、閲覧とか展示とかそういったことは原則としてはその期間は行わないということを考えています。

それから、こういった組織、施設を考える場合、重要なのは収納のスペースとして、これははつきり言って多ければ多いほどありがたいわけですが、まあ幸い現在のところ書庫という形で、構内の南の端の方に、一九二五年に出来ました、会議であるとか研修会であると

かそういったことを行なう施設だった楽友会館という建物の一階部分を全て大学文書館が使うことにしたのと、その横にあります鉄筋四階建ての小さな建物ですけれども、旧職員会館という宿泊施設ですね、それを一応書庫として確保することが出来ました。合計の面積が二六〇〇平方メートルということで、大学関係者の方にお話ししますと、「おー、すごい、京大さんは全然違う」なんていうふうに言われますが、自治体の文書館と比べますと実は小さい書庫です。で、そこにはもう既に木製の、——というのは書架もいろいろございまして、スチールが普通なんですけれども、それは湿気の関係などで文書によろしくないということもあって、事務局の方にだいぶ努力をしていただいて——、書架を入れたりとか空調の設備を整えたりとかして、現在作業環境の整備をいろいろと行なっているところでございます。それで、今申しましたように、この二つの建物というものはもともとが書庫として作られた建物ではもちろんありませんので、例えば床の強度とか、耐震性とか、防犯とか、防火とか、いろいろそういうハード面というのがはなはだ実は心許ないところがあります。そちらの方の整備というものがこれから緊急の課題であろうと思います。例えばこの職員会館は宿泊施設と申しましたけれども、シングルルームがたくさんありますし、それぞれの部屋に各部局の資料が置けていいじゃないかなんて思いますが、各部屋バス・トイレ付ですのでなかなか簡単な工事ではとれないんですね。だから文書を見たあとシャワーを浴びて体をきれいにするにはちょうどいいのかなあなんて思つておりますけれども（笑）、まあ理想を言えば本当は新しい建物だと資料のためには

一番いいわけです。その辺のことが問題になるかなと思っています。

それからもう一つ、「分館」というふうにレジュメに書きましたが、これも実は事務局の発想のひとつの中です。そしてこれは、「京都大学大学文書館要項」の第四ですね、第四項のところに「大学文書館に分館を置くことができる」とあります。これだけでは実は何のことかさっぱり分かりません。これは、一言で言いますと、先程申しましたように非現用、保存期間が満了した文書というのは基本的に延長の希望が無い限りは、自動的に大学文書館に移管される、大学文書館の管理のもとに置くということになります。ただ、満了した文書に關しましても、ものによつては各作成部局で置いておきたいというものが出てくる可能性が絶無とは言えないわけです。そういうものは、管理は大学文書館がする立場ですけれども、物理的には各部局の書庫の中にそのまま置いていただいて結構である、例えば棚をひとつ作つてそこは分館といふことにして、管理の通常の権限は大学文書館にあるわけですが、物としては各部局の倉庫にそのまま置いておくという形をとつたというのがひとつミソになるわけです。こうしますと、各部局にとつてみれば非現用になつても使うものをいちいち遠い文書館の書庫まで取りに行く手間も省けるし、こちらの方としても一定程度の省スペースになるということで一石二鳥の策なわけで、それを採用しました。

先程ちょっと説明は飛ばしましたが、表2の中で、移管後の保存場所というのが右の方にあるかと思います。そこに、文書館と分館といふふうに枠を作つてあります。ただ、これをご覧になつたら分かりま

すように、たまたまということもありますが、この頁は全部文書館とすることになつています。先程これは部局に対し円滑にこの企画を通してひとつの中であると申しましたが、本音を言いますと、これをあまりフルに活用されると、我々としてはあまり喜ばしくない。つまり、行政的な利用と歴史的な価値というのはどれくらい比例するかは何とも言えませんけれども、多くが分館の管理ということになりますと、大学文書館の書庫の中にはいわゆる重要な面白い文書が一切入つてこないということにもなりかねないので、大学文書館としては書庫の方に搬入してくださいというのをそれとなく呼びかけるという形を取つています。その際には、大学文書館の方が各部局から移管されました文書をきつちりとした形で管理をするということが、当然前提条件になるわけです。具体的に言いますと、例えば作成した各部局から閲覧の希望があつた時には、即座にそれに対応してどこにあるか、そして目録はどうなつてあるかということを出せるような形にして、そういう形で、各資料を移管してくれた部局との信頼関係を築けるような形にこちらが仕事をしておかないと、「大学文書館の書庫にどうぞ預けてください」と言えないということがあるので、現在我々は具体的にはこの信頼関係を築くべく、書庫の配架の作業であるとか、移管された行政文書の目録の作成の作業に取り組んでいるのが現状です。

3 業務

① 資料の収集・整理・保存・閲覧

それから三番目の業務というところですけれども、大きく分けまし

て三つ設定しました。①資料の収集・整理・保存・閲覧、②調査研究活動、③広報教育活動と、一応この三つに大きく枝分かれると理解をしています。

文書館ということですので、この資料の収集・整理・保存・閲覧ということは、当然行わなければならぬ最重要ともいえるような業務です。一口に資料云々と申しますが、実はどういう資料を対象とするかということがアーカイヴズでは大きな問題となつてきます。この辺の問題は既に今これまでお話ししたところで、ある程度語っているわけですが、まず第一に我々が対象とする資料は、保存期間の満了した学内の行政文書ということになります。「京都大学における行政文書の管理に関する規程」第九条に「保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間とする。）が満了した行政文書は、京都大学大学文書館へ移管するものとする。」ということで、先程申していきますように、保存期間が満了した文書は大学文書館の管理になるということです。我々が京都大学大学文書館のことをよそで紹介する場合には、「本格的な大学アーカイヴズとしては日本で初めてだと思われる」というようなことをよく実は申し上げるわけです。とりようによつては非常に不遜な言葉なわけとして、これまで“University Archives”と英文で名乗つている機関というのは、私立を含めますと決して少なくはないわけですが、学内の行政文書をシステム的に受け入れる、そして受け入れた文書に関してはその管理の権限は文書館が握る、これが実はアーカイヴズというものひとつ大きな根本的な役割であろうと理解していますので、この「行政文書の管理に関する規

程」の第九条をもつて我々は「本格的な大学アーカイヴズ」であると言つても、お許しいただけるのではないかと理解をしているわけです。それから二番目の重要な対象とする資料というのが、学内印刷物です。

大学は行政的な意味で、あるいは広報的な意味で様々な印刷物を日々出しているわけですから、これを重要な柱として大学文書館では位置づけました。具体的には、「京都大学大学文書館への行政文書等の移管等に関する要項」という規則の第三「京都大学において次の各号に掲げる印刷物を作成した時は、作成者は、一部を大学文書館に送付するものとする。」ということで、（1）～（9）まで沿革史類をはじめとして規程集・広報紙・職員録・修学資料・広報刊行物等々大学が日々、これは全部数を合わせますと膨大な数になることが容易に想像できるわけですが、こういった学内印刷物を積極的に収集していくということを大きな柱として位置づけています。これは最後に申しますが、大学におけるアーカイヴズは一体何をするところのかということと大変重要な問題として、この学内印刷物というものは大学が公的に自らの意思を表示しているものなので、大学の営みを記録するアーカイヴズとしては、行政文書と並んで非常に貴重な資料となり得るものです。実はこのシステムティックな受け入れというものがまだ本格的には出来ていないと現状ですけれども、先程申しました書庫のスペースの中でその一角を設けましたので、来年度からは各部局に本格的に呼びかけて、きちんとした形での整理がはかられるよう努めていきたいと思っています。

それから三つ目が個人資料です。これは百年史で収集しましたよう

な個人資料、例えば初代の総長の関係書類・書簡などがひとつ目の目玉になつておき、あるいは京大の教養部の前身といわれております旧制の第三高等学校の関係資料であるとかそういうような、我々歴史を研究している人間が非常に興味を持つようなものから始まりまして、例えば大学紛争のビラの類でありますとか、ああいうのを積極的に集められている方もいらっしゃって、もう恐らく一万点くらいの件数が我々のところには集まつてしまりました。それから写真類ですね、写真集を百周年で作りましたけれども、文字資料からでは分からぬ大学の姿というものがいろいろ分かってきます。それから、まだあまりありませんけれども、例えば学生生活を示すような学生服であるとか、なにかサークル活動の時に使つたものであるとか、あるいは教科書であるとか、そういう実物資料ですね。そういうものも含めた、京都大学に關係する個人、あるいは団体から寄贈・寄託していただく資料、こういったものも柱として考えています。もちろんこれも非常に重要な位置づけをなすものであります、後でちょっと説明したいと思います。こういった資料を収集し、先程申しました例えば配架ですかと/or目録の作成ですかそいつたような整理、そして適切な形での保存、そして閲覧を含めた公開ということが一番最初の業務としてかかるつて来るであろうと考えています。

ひとつは百年史の流れを汲んで京都大学あるいは高等教育の歴史といふものに関する研究会を立ち上げています。具体的には、テーマはいろいろ絞りようはあると思ったわけですが、戦時下の京都大学の実態的な調査研究というプロジェクトを昨年度から始めたところです。これは東京大学史史料室が数年前に『東京大学の学徒動員・学徒出陣』という大部な本を出しまして、その全くもつて二番煎じでお恥ずかしい次第なんですが、例えば戦争中の学徒動員に何人動員されたのか、どこに行つたのか、学徒出陣の時には何人出陣されたとか、あるいは結局戦争で何人学生が亡くなつたとか、そういうところの調査というのは全く出来てないというのが、大部分の大学の現状じゃないかと思います。もう戦後だいぶ経ちますので、今やつておかなければならぬだろうということでこのプロジェクトをひとつ立ち上げた。こういったことを三年程の計画でやることを考えているわけです。このようないわゆる大学の歴史、高等教育の歴史に関する分野というのが一本。

②調査研究活動

それから、二番目に調査研究活動があげられます。アーカイブズの役割として調査研究というものの位置づけをどうするのかということ

それからもう一つは、アーカイブズというのは一体何かということを理論的にも実践的にも考えていかなければいけないだろうという研究会ですね。最近、記録史料学、“Archival Science”というんで違うか、あるいは文書館学とか、そういったアーカイブズに関する学問というのも提唱されつつあるわけで、そういう形の研究会というものも一つ目の柱として立てています。それで、とりあえず今年度は「国立大学のアーカイブズ－理念と実態－」というテーマで、主要な国立大学で大学史史料室であるとかあるいは年史編纂をやっている方をお招きして研究発表や討論を行い、成果を発表するといった研究会を考えています。こういったものを踏まえて、その研究成果を公開していく。具体的には今年の秋には研究紀要を出すことも考えていますけれども、そういったことも調査研究活動の業務として我々はしなければならないだろうと思っています。

③広報教育活動

それから広報教育活動というのも重要な柱であろうと思います。広報誌『大学文書館だより』は、年二回作つていく予定ですし、それからホームページも、まだあまりお見せするようなものでもありませんけれども、立ち上げました。それで、特にホームページというものはもちろん最新の大学文書館の動きというものを広くお知らせするだけではなくて、そう遠くない将来、我々が所蔵している資料・文書の目録、あるいは写真・データベースといったものの公開ということもこの場を通じて行つていく必要があるだろうと考えています。それから

先程展示室が設けられるという話をちらつと申しましたけれども、この展示ですね。展示というのも例えれば博物館等では、これはもう学問、学術的成果の一部として位置づけられるわけでして、広報教育活動の中に入れたら叱られてしまうかもしれませんけど、とにかくこういう形で京都大学の歴史といったもの、あるいは文書館・アーカイブズとは何であるかとかいった形での展示を行う。ただ、イメージと致しましては、時計台記念館に出来るということもありますので、学外からたくさんのお客さんが日々大学にはいらっしゃいますし、時計台記念館の中には国際会議場が出来るというふうに聞いておりますので、様々な研究分野の方たちが、もちろんその中には外国の方も含むわけですけれど、その建物にいらっしゃるということが予想されます。あるいは、京都大学は街の中にあって交通の便も悪くないので、高校生などが修学旅行の途中でちょっと立ち寄つたりということがままあるんですね。そういう人たちが入つてくる这一ことも想定されます。もちろん総合博物館はあるわけですから、それはそれで構成員の学術成果を展示する場所ですので、文書館と致しましては、やはり大学に来られる方たちに京都大学というのはそもそもどういうところ、どういう大学なのか、どういう歴史を持っているところなのかということをお見せする、そういう趣旨の展示というものをやはり作つていく必要があると考えてています。

それから講義というふうに申しましたが、こちらでも確かにやつていらっしゃるんでしたかね、自校史教育というものを。最近ようやく自らの大学の歴史についての学生向けの講義というものをあちこちの大

学で始めるようになつてきました。京都大学ではまだ、私が個人的に他部局の先生と一緒にペアとなつて試験的に半年くらいからという形で授業をやつたりしておりますけれど、それもいづれは文書館としてやはりやつしていく必要があるのではないか、その歴史を講義する上で最も基礎的な材料である資料類を我々が一番たくさん持つているわけですので、それを素材にした教育のひとつの中として文書館があるてもいいのではないかと考えています。

それから更に、これはほんとに今のところは夢物語ですけれども、例えば広島大学でもアーカイブスが今後出来るという可能性が当然考えられるわけですし、全国の多くの大学でこういった機関が出来るかもしれない。あるいは自治体などにも資料の保存機関というものがもつともつと出来ていくかもしない。そうすると、そこで働く人たちの養成ということは非常に大事な問題になつてくるわけです。アーカイブズで働く人はアーキビストというわけですが、現在日本では適当な訳語がない、例えば図書館で言つたら司書ですか、博物館で言つたら学芸員というふうになるわけですが、適當な訳語がないといふ状況を見れば分かりますように、資格としてまだ社会的な認知を得ていらない部分があるわけですね。それと実は養成する場がないというのがセツトの問題になるんですけども、そういうた養成というものも、もしかしたらこの大学のアーカイブズというものがあるいは担うべき責任を持っているのかもしれない。その辺も今後の課題として考えていきたいです。

三、今後の課題

1 実践的課題

長々と話してきましたが、最後に今後の課題ということいろいろと思いつくまま、また少しお話を付け加えさせていただきたいと思います。課題ということでは、実践的な課題、それから理念的な課題というふうにとりあえず二つ並べていますが、実践的な課題ということで言えば、はつきり申し上げまして私どもはまだ始まつたばかりでして、全てのことが実践的な課題だと言つても言い過ぎではありません。例えば非常に具体的な話になりますと、移管されたファイルというものをどういった形で配架・整理するのが一番いいのかといった問題ですとか、そういうことも立派な研究というか調査テーマになり得るわけです。あるいは、こういったことを言いますと一所懸命資料を集めているところから贅沢だとお叱りを受けるかもしれません、集まつた資料を、書庫のスペースに限りがありますので、選別して廃棄をしなければならないということがある。これはもう自治体の文書館・アーカイブズでは日常業務としてやつていて、しかもその何を捨てるべきかというきちんとした基準がどうもまだいろんな方にお伺いしても確立していない。これは日本だけの問題ではないみたいでそれとも。例えば、評議会の議事録は絶対必要だろうことは容易に想像がつくわけですが、皆さんの日々の出勤簿なんてのはたぶんいらないんじゃないかなっていうふうに、普通の感覚では思うわけですね。じゃあこれは文書館の書庫がいっぱいになつたら捨てたらいんじや

ないかなあ、なんて思つたりするわけですが、ある研究者は、大正時代のある役所の出勤簿を調べられて、つまりその農村の兼業農家の職員の出勤率を調べることによって社会の状態が分かるだろうと、だから出勤簿は捨てちゃいけないんだというふうにおっしゃった。しかし、そうしたら現実の問題としては何も捨てられないということになつてしまつて、たちまち書庫はパンクしてしまうという問題があるわけですね。今のは半分余談ではありますけれども、我々も選別・廃棄の基準というものは早晚考えなければいけない、実はそういう状況に立ち至つているわけです。

あるいは資料の適切な管理、先程ハード面の整備がまだこれからだというふうに申しましたけれども、例えば室温・湿度なども諸説紛々あるようですし、虫を防ぐにはどうしたらいんだとか、黴が生えてしまつたけどどうしようとか、ぼろぼろになつた資料はどうやって修復するんだとか、よく目に見える問題もありますし、最近この手の話で急浮上しているのは文書の電子化の問題です。自治体などでは電子決済ということがかなり進んできていって、確定申告なんかもうそういうふうになつたと聞いておりますけれども、そうなつてくると文書が後には残らなくなつてしまふ危険性がはなはだ強いわけですね。あるいはファイルの中には入つても、そのハードがどんどん変わつていつてしまうと、あるのに見ることが出来ない文書というものがどんどん出てくる可能性がある。これに関しましては、全国の、あるいは世界中の同業の方たちは危機感を募らせていくわけですね。どうもまだこれといった解決策が見つかっていない。結局、全部電子文

書で作つても、一部紙で作つておいてもらうということしかない。じやあ何のための電子文書かということになつてしまいますが、それしか今のところ有効な解決策はないような状況らしいんです。そういうたら実践的な問題等もあるかなと思います。

それから資料の公開というふうに一言で先程申しましたけれども、個人情報などをどうするのか、これも実は移管する各部局との信頼関係の問題があるんです。文書館に資料を移管してくれと言う場合に、各文書を作成した部署が一番心配するのは、どんどん公開されてしまふじゃないか、歴史家つていうのはとにかくみんなにオープンにして、やれ民主主義だなんていうことの建前の下になんでもかんでもオープンにするのが彼らの習性だから、見られては困るものもどんどんやっちゃうんじゃないかという危惧があるんですね。これは非常にデリケートな問題だと思います。大学の場合は自治体と違いましてそれほど深刻な個人資料というものは、絶対数も質もちょっと違うと思うんですけども、学籍簿関連であるとか、人事記録であるとか、あるいは試験の関係の資料であるとか、そういうものの扱いというものはどうやつて考えていくのかということは、大学のアーカイブズ独自の問題として今後の課題に挙げられるであらうと思つています。

今のはほんの二・三の例ですけれども、実践的な課題というのは数限りなくあるというのが現状でして、それを試行錯誤しながらこれから業務を進めていくのが実態です。ですから、私と致しましてはとりあえず文書館というものが出来ましたので、今こんなことをやつています、こうやつたらうまくいきました、逆にこうしたらうまくいきませ

んでしたということは、率直にこういう広報誌であるとかホームページであるとかといったところで情報を流して、皆さん方からもいろんなアドバイスであるとかご批判を受けたいというふうに思っています。

2 理念的課題

それからもう一つ、理念的課題と挙げましたが、大学アーカイブズ自体が、日本では先程来申しておりますように本格的なものはたぶん京大が初めてだらうと思うんですけれども、歴史が浅い。それからアーカイブズそのものも、日本では自治体の文書館なども一九六〇年代になつて初めて出来たということもありますので、一体これは何をするところなのかということは、どうも実は混迷しているようです。最近

私も関係の本を読むようになつてきて、理念というものは、時には空論になつてしまふわけですけれども、やはり実際の作業を行つていく上での非常に根本的な考え方、一番大事なものじやないかと思いますので、ひとつ問題提起ということで、そこに書いてありますような短い文章を作つてみたということです。「現在に至る大学の機関としての當みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」、まあ一応こんなふうに書いてみました。

簡単にちよつと説明させていただきたいと思いますが、この「大学の機関としての當み」というところが私個人としてはひとつミソだと思っています。そもそもアーカイブズというところは、もちろんいろんな組織に属している場合があるわけです。国に属しているのが国立

公文書館であるし、自治体であれば文書館であるし、もちろん民間でも特定の企業、〇〇株式会社のアーカイブズというのも当然あり得るわけです。それから、宗教団体でも当然あり得るわけです。もちろん大学を始めとした学校でもあり得る。理論的にはいろんな組織・団体にこういうアーカイブズというものは存在する可能性があるわけで、それがそれぞれの自らの記録というものを保存し、利用に供していく場だということは、考えてみれば自明といえば自明なわけです。従つて「機関としての」というのは、改めて言うまでもないわけです。ただこの問題は大学アーカイブズが何を資料として対象とするのかということと密接に関わりますので、一応これは強調しておく必要があると思うわけです。

具体的には、話は自治体のアーカイブズの方に逸れてしまいますが、自治体のアーカイブズというのはもともとの発端が日本中にたくさんありました近世史料、江戸時代の史料というものをどうやって保存するかという運動の中から立ち上がつた経緯もありまして、現在の自治体のアーカイブズでは、地域史料という名称が付いております近世史料、江戸時代の史料を中心とした古文書類がまずひとつ柱としてある。そして、もう一つはその自治体なら自治体の行政文書の管理をどうするかということで、二本柱になつてゐるというのが実態であるようです。それで、現在のこういう、特に情報公開であるとか説明責任であるとかの流れの中で、それぞれの自治体のアーカイブズというものは、どうも自らのアイデンティティというものを再確認しなければいけない、細かいところは省きますけれども、そういう状況に陥つ

ているような、立ち至つてているようなところもあるようです。そこで、そういうことも踏まえて、京大の大学文書館にいる私が問題提起として「機関としての」ということをひとつ強調したわけです。

大学というものは自治体に比べますと非常に枠組みの付けやすい、つまり原則的には近代、明治になって近代の学校制度が始まつてからの資料を時期的には集めれば、近世に遡る学校も若干あるわけですが、学校制度が成立してからの資料を集めればよい。それから、内容としては大学が機関として定めたいろんな規則類であるとか、政策決定の過程であるとか、あるいは行つた調査研究であるとか、そういったものが載つてある資料といふものをやはり中心に集めるべきであろう。それが行政文書であり、学内印刷物である、そういうことになるわけですね。だからといつてももちろん、個人資料といふものを全く無視していいかというとそうではなく、個人資料も例えば学生のノート一枚からでも当時大学が機関として行つた講義のあり方というものが見えてくるということは当然あるわけですね。一枚の写真からでも、例えばクラブ活動の一枚の写真からでも、クラブ活動は大学が機関として行つていると解釈できると私は思いますけれども、そういう活動が分かることがあります。そういう意味もあって個人資料といふものももちろん蔑ろにするべきではない。ただ、順番として並べる場合には、先程来申しておりますような行政文書—学内印刷物—個人資料といふふうな形の三つの領域として考えられるのではないかなと思つています。

なぜこういうことを強調するかと言いますと、ひとつは私の非常に

個人的な経験ということにもなるわけですけれど、京都大学にアーカイブズが出来ましたということを説明致しますと、「じゃあ学術成果の公開もしていただけるんですね」っていうふうなことをおっしゃる方が何人かいらっしゃるんですね。この学術成果の公開というものは、はたと考へてしまふんですね。おっしゃる方が何を思つて公開とおっしゃつてゐるのか今ひとつ分からんんですね。おっしゃる方が何を思つたら、印象を持たれることがままあるわけです。ところが、京都大学には何人研究者がいるのか院生まで含めますとものすごくたくさんのお研究员者がいるわけで、一人一人の方たちの研究成果をもし追おうと思つたら、とても正直申しまして際限もなくなつてしまふし、それは果たして大学アーカイブズの役割なんだろうかつていうふうに思うわけです。それはあくまでも個人としての営みでありますので、そこはやはりひとつ、理念の上では区分をしておく必要があるのではないかなどうか。ただ実態の上では、例えば「湯川秀樹の資料をもらつてもらえませんか」と言われますと、「いりません」とは絶対言わないわけでして、「はい。ありがたく頂戴します」と言うんですけれども、理念と致しましてはそこはひとつ区別しておく必要があるんじゃないかなあというふうに個人的には考へています。ただ、学位論文ということになるとちょっと話は別でありますと、あれは京都大学が、機関として出した学位といふものを表すものですので、集めるということに関しては理論的には別におかしいことではなんじやないかと思います。実は私は、非常に乏しい経験ではあつたんですけども、二年ほど前、一週間ほどだけアメリカに行かせていただいたことがありまして、ハーバードとブ

リンストンの大学アーカイブズをちょっと見学させてもらいました。

大変勉強になつたんですけども、集めている資料の中に当然のように学位論文というものがあつたんですね。大学の行政文書とか、いわゆる個人資料以外に、学位論文というのがあつた。プリンストンでは確かに卒業論文まで集めていたんじやなかつたかなあと思います。それで、もう増えちやつてどうしようもないんだというふうなことを、まあ当然だと思うんですけども言つていた。私はその時には、日本の大学では学位論文は図書館がむしろ当たり前のように思つていましたので、どうしてなのかよく理解できなかつたんですけども、「機関としての営み」を残して保存して管理するのがアーカイブズだというふうに考えれば、納得できない話ではないなあというふうに改めて今思ひ返している次第です。

同時にこの「機関としての営み」というひとつの枠組みは、他の類似施設との関係を説明する上でも実は大変便利なものであります。一〇年・二〇年くらい前に、「文化施設として図書館と博物館と文書館というものがあるんだ」と、それで、「その三つといものを例えれば地域なら地域、あるいは学校なら学校で備えておくのが世界の常識なのである」というふうな議論が、もちろん今もありますけども、非常に広まつたことがありました。その時にひとつ根拠として言われた議論は、「本は図書館 実物資料は博物館、一点ものの文書は文書館」というふうな説明がされていました。私はその頃はアーカイブズに关心が無かつたものですから、あまり詳しくは分からぬでありますけれども、振り返って読んでみるとそうであつたということです。ちょっと

この方法、この説明の仕方はよろしくない部分があります。というのは、現実問題として、図書館でも一点ものの資料というのはたくさん集めているわけですし、実際図書館法を紐解いてみると、「図書館」というものは図書とその他の資料を集めるところ、集めて整理・保存しておくところ」とありますて、ちゃんと資料も集めてよいとなつてますね。あるいは博物館にも、実物資料だけではない、いろんな資料が当然入つてます。逆に文書館には、本もあれば物もあつたりする。どうもそれでは説明が付かないんですね。そういう形態から議論するのではなくて、今申しましたような理念が、もともと違うんだと。博物館というものはそこでの学術成果、大学博物館なら大学構成員の学術成果、図書館であるならば一般の著作物であるとかそういうふうなもの、そして文書館は機関としての歴史に関するものを管理する場所であると定義付けをしておくと、割ときれいにこの三つの機関の関係というものが説明できるんじやないのかな、なんて思つてはいるところです。ただ、京大の場合は幸いと申しますか、総合博物館、附属図書館、そして我々と今の文化施設の三つが揃つたということもありますが、現実の問題としては、お互いにはつきり縛張りを張り合つてですね、ここからはおたく、ここからは私らつていうふうには必ずしもならない。重なり合う領域ですかね、部分ですかね、よく事務の人たちとも話をしますけれども、そんな形で緩やかな協調体制をとつていきながら、実際の運用は行つていかなければいけないだらうと思つてはいるのは事実です。

そのような「機関としての営み」というものをアーカイブズという

ものがきちんと保存していく、そして利用していくというのが、中心としてあるんじゃないかなと思っています。そうした上で、大学内外の研究教育、そして管理運営に寄与していく。内外の研究教育というものは、先程来申しておりますような意義ですね、最初、百年史の段階から考えていたような、一京都大学だけではなく、もちろん広島大学でも同じだろうとおもいますけど、その学校の歴史というものは日本全体の、あるいは日本という枠組みに限られないかもしませんけれども、歴史研究、社会研究、学問史の研究といったものに寄与していくんだということとかがまずひとつ重要なことであろうと思います。大学文書館が近現代史研究の重要な発信源、情報発信源となることを目指しているわけです。

それから大学の管理運営ということですけれども、これもひとつの大きな目的であろうと考えるわけです。我々は行政文書を中心とした大学の歴史資料の一元的な管理を行うわけですが、それは単にそれによってスペースとか、あるいは文章を管理する人員とかそういうものを効率化、節約するということだけではないはずです。九州大学の史料室ニュースの中に小池先生もお書きになつていらっしゃいますけれども（小池聖一「独立行政法人下の大学公文書館」『九州大学大

東大の百年史編集室の委員長をかつてやつておられまして、現在でも大学アーカイブスの必要性を説いていらっしゃいます寺崎昌男先生が最近京都大学の大学文書館について非常に丁寧なご紹介をして下さった論文があります（寺崎昌男「私の大学アーカイブス論」『紫紺の歴程 大学史紀要』第五号、二〇〇一年）。その中で述べてらっしゃる一文だけちょっと紹介しておきたいと思います。「日本でこれまで筆者その他の大学関係者が唱えてきた大学アーカイブス論は、沿革史編纂作業の始末論という趣を持っていた」というふうに、以前の大学アーカイブス論を振り返つていらっしゃるわけですね。これは東京大学、あるいは他大学で年史編纂の後にそれがそのまま史料室というふうに移行した状況を指しておっしゃっているわけですね。それに続きまして、「だが、現在および将来のアーカイブス論は、とりもなおさず大

学改革論であり、また個別大学がサバイバルを越えて大学らしく発展するための提案である」という形で大学アーカイブズ論というものを改めて広く位置づけなおしておられるわけです。私なんかこの話に触発されている者のひとりですけれども、歴史研究はもちろん、それにプラスした形での管理運営への寄与ということを、アーカイブズの意義としては大いに強調してもいいのではないか、というか我々自身がそれを目指していかなければいけないんじゃないのかなあとうふうに思つてているところです。

で、理念の最後の「そのことを通じて社会に貢献すること」、こう言つてはいけませんけれど、これを入れておかないと非常に閉ざされた理念になってしまつて恰好が付かないで入れた、ちょっと付けたりみたいなところもあるわけですが、もちろん我々は協力して社会に貢献していくのであるという宣言と申し上げたいと思っています。

おわりに

京都大学大学文書館に関する概略を述べながら、大学におけるアーカイブズの役割というものの現段階での私見というものも合わせて話させていただきました。とりあえず私からは以上です。

(にしやま しん・京都大学大学文書館助教授)

第二部

京都大学大学文書館設置の舞台裏

岸 本 佳 典

京都大学の総務部総務課の岸本と申します。「先生」と言われるども座つてられなくなりますので(笑)。大体ですね、日頃よくいいますのは、「裏の世界」ですか「闇の世界」に住んでおりますので(笑)、こういった晴れやかなところに出てきますと、ほんとに気恥ずかしく上がつてしまいましてですね、実は大の苦手として、「見えない世界」でうごめいていろんなものを動かすというのを最も得意な技としていてるんですね(笑)。もしご質問いただけるんでありましたら、そういうところをお聞きいただけると、まあいいかなというふうに思つております。

先ほど、京都大学の大学文書館が出来る前のいろいろの経緯を、西山助教授の方からお話しいただきまして、その時に私は当時から法規担当者として関わっておりました。その時の印象を簡単に申し上げて、恐らくどこの大学さんも同じ印象を持たれてるじゃないかなというふうな部分があろうかと思いますので、それをちょっと紹介させていただきたいと思うんです。

一番最初は一九九七年に京都大学の百年史編集委員会の方から、編集終了後のその組織をどうするかという形で、先ほどの寺崎先生の論文でも後始末の話が出ておりましたけれども、「京都大学史史料室」

設置の提言が上がつてまいりましたものを受け取った当時の担当係長として印象を申し上げますと、やっぱり組織といいますものが循環するものでなければどうしても作ろうという気が起こらないというのも確かなんです。循環といいますのは、例えば史料室といった場合に、雨だれが落ちてくるものをただ溜めておくだけの印象のもの、というのがまずひとつ。もうひとつが、要求されたポストが助手一であつたというものの、この二つの理由で全く魅力の無い組織であろうということとで、当時の担当者であつた私からすれば全く食指が動かなかつたものなんですね。そういうた組織が最後どうなるかつていうのは、いくつもの例を見ておきますものですから、そういうものが説得力のある組織にはなり得ない。で、そういうところに付かれる先生方っていうのは最後は自ら別の職を見つけて出て行かれて、また後任の方をどういう手立てで探されてという、全く個人に背負わせてしまうような組織になつてしまふわけです。それはやっぱり人間が作る組織としては良くないつていうのがあって、どうしても組織を担当するものとしては食指が動かなかつたということがあります。

その次に出てまいりました状況が、情報公開法への対応ということです。今、国立大学の法人化の問題で先行き不透明ということで、皆さんいろいろな情報を得ようとして右往左往されてると思います。我々もそうです。でも、情報公開の対応の時の方が、今よりももつとどうしたらしいのか分からぬ状態だったということもございまして、その時には先に絵を描いた者が絵を描けたという、まあ状況的には非常に恵まれた状況であつたというのは言えると思います。その時に我々

がたまたまそういった寺崎昌男先生などの先生方のお示しになつていい部分を素直に信じて、それを実現するはどうしたらいいかというところで、まずひとつに教授から助手まで揃つた完全な組織つていうものを作りたい、それから、「受入れから廃棄までする」ということが全部出来る組織であるということが必須条件というふうに考えました。そのために「室」であつてはならないということ、「館」というのを最初から高く目指していくことは、事務局の中で意見を一致させたということです。

それから、学内組織としてやつていくのがまたひとつミソとして、よく概算要求を持つていくということにかなり熱心になられる方がいらっしゃるんですけども、概算要求を持つていくということのメリットとデメリットがあると思うんです。メリットといいますのは、予算が認められれば定員もある程度の予算も付く、というのがメリットです。ただ、デメリットといいますのは、それ以上にはなかなか付かないということなんです。ですから、学内措置のいいところは、黙つてたら何も予算は無いけれども、取りに行つたら付くっていうことなんですね。取りに行つたらお金を得られる。で、公開の場で説明をしてこういうふうなことが必要なんだと訴えて理解されればお金が取れるというふうな強さもあると思うんですね。^(註) ですから今、学内措置で置かれている大学文書館ではありますけれども、実は法令的にいいますと国立学校設置法の施行規則の確かに三七条だと思いますが、国立大学に委任されている内部組織ということでちゃんと根拠はあるわけです。だから、省令には書かれておりませんけれども、ちゃんと省

令の中で認められた組織である、内部組織であるつていうふうな自負は持つております。

それで、ここに定員配置が出来るのかつていうのは、この四月から講座学科省令、あるいは研究部門省令が廃止されて各国立大学の方に委任されることになりましたけれども、その前からでも学内措置で定員措置が出来るんだと我々は信じておりましたから、教授定員は少し難しかつたんですけども、教授定員以下全部の定員を動かせることで、大学文書館には一応付けました。これにはいくつかのテクニックが要つてなかなか素直には出来ないんすけれども、そのテクニックを使えば可能であるということです。必ず定員というのは、じやあどこから持つてくるのかつていうルーツが問われますけれども、我々は定員というのは手形と同じで回していれば一年間で五つも六つも定員を使いながら「定員」というものを作り上げることが出来るつていうことは説明できるわけです。これをいわゆる財務管理と同じような形の定員管理ということもあり得るという発想で、京都大学クラスの規模であれば一〇人・二〇人の定員というのはそういうふうな運用でいくらでも出来る。ルーツを示す必要は無いつていうふうな説明で、いくつかの組織を作つてきました。ただ、ここに来て法人化の話が出てきました時に、各学部・研究科が定員の充員にかかるつきましたので、かなり苦しいことになつてきましたが（笑）。ただ一番最初に設計した時の定年退官教官、それから退職教官の後補充の公募期間から選考に至るまでのロス期間というのがあるわけですね。最低三ヶ月ぐらいから最大一年ぐらいは。これを回していくばいまだにやはり

二〇や三〇の定員はつくり出せるというふうに我々は考えています。そういうふうにこういものを作り、予算も、それから施設も事務局が事務をするということで有利な位置にいます。いろんな計画の時は公で決まる先に手を打てるとか、そういうふうなことで着々と手を付けていた。

それから先ほども出ましたが、大学文書館という名称になつたのはですね、いろんな理由があるんですけども、やはり史料館にするか文書館にするか二つの選択肢があつたわけです。「最終的にどちらにしたいのだ」と今の文書館の教授の方から迫られまして、「もうきれい事はいい。事務局としての本心を言え」と言われまして、まあしようがなくてですね、「事務局の役に立つものを作りたい」というふうに言いましたら、「それは文書館だろ」と言われまして（笑）、それで名前はおおよそ「大学文書館」という名前になりました。この事務局の役に立つというのが、先ほど西山助教授からありましたように、大学が機関として行う営み」ということになるのかなというふうに思います。それから我々は法規をやつておりますと、どうしても開学以来現在までの法規の流れつていうものは一本おさえておかなければいけない。そしてその時々の背景を知つてみたい。それがどうも系統的になつていなかつていうことは、もう他の部署よりも痛切に感じたところですので、こういつた組織を作るのには非常にスマートに行けたというのもあつたと思います。まあ簡単ですが、そういうふうなことです。

注

予算獲得に関する質問に対し、岸本氏は以下のように回答した。

いわゆる取りに行くものは全学でオーバーヘッドしたお金しか無いわけですから、それに理由を付けて、年間四～五回開かれる部局長会議つていう会議に掛けていつて、総長裁量経費であろうが、共通経費であろうが、外部資金のオーバーヘッド分であろうが、経費という経費は全て理由を付けて取りに行きます。それはどこそこがいくら余つてくるという学内情報も全部集まるように日頃から網を張つております。

実際ですね、ランニングコストっていうのが安定した時にいくらかかるのかつていうのが、実はまだ分かつてないわけです。で、最初資料目録はありますけど、今ファイル名規模までしか出来てません。個人資料も今整理されてますが、この行政文書以外のものも全て一文書まで実は降りていきたんですね。これをやろうとするとどれくらいの労力がいるかつていうものは、まあおおよそ分かれます。それを完成するのに一〇年近く掛かりますかね。で、それくらいまではほんとお金がいると思うんですね。それから後、たぶん安定するだろうっていうふうなことで、我々もうこれら一〇年ぐらいはこういうような凌ぎをしながら生きていこうと思つてます。

(きしもと よしのり・京都大学事務局総務部総務課課長補佐)

本稿は、広島大学五十年史編集室主催第一三回研究会（二〇〇一年二月八日、於広島大学学士会館）において行われた講演を文章化したもので、京都大学大学文書館の設置の経緯や活動に基づく最新の大學生アーカイブズ論であり、改めて西山伸・岸本佳典両氏に感謝します。

（広島大学五十年史編集室）